

福生市内の戦国期文書について

久保田 昌希

はじめに——中世史の編さんにあたって——

中世史部会はいうまでもなく、福生市域の中世（鎌倉・戦国）の様相をあきらかにしていくことを目的としている。しかし、それを可能にしてくれる中世史料は、近世・近現代史と比較すれば著しく少ない。このことはとくに福生市域にかぎったことではなく何処でもそうである。したがって中世史への手がかりとなりうる史（資）料は、同時代のものに限らず何でも利用していきたいと考えている。

たとえば近世古文書はもちろんのこと、たとえ史料的内容に若干問題があったにせよ後世の系図や編さん物なども利用していかなければならないということである。そうした意味をふくめ、とくに福生市域のみにとらわれず広い視野で福生の中世史をあきらかにしようという考えのものと

に現在資料集の編さんが進められている。広い視野でいうのは、たとえば中世という時代には、もちろん現在の行政単位としての福生市域があった訳ではないから武蔵国多摩郡という郡域のなかで福生市域の中世史をあきらかにしていこうという視野をもつことである。

『福生町誌』におもむ

ところで市域の中世史については、すでに昭和三五（一九六〇）年、『福生町誌』によってまとめられている。「第五章 中世の福生」というのがそれである。内容は、一 多摩郡下の郷、二 福生郷の範囲、三 領名よりみた福生、四 福生郷の成立、五 支配関係、六 牛浜の合戦、七 福生に現存する板碑、八 中世の寺社、九 中世の福生の生活、から構成されている。わたくしたち中世史部会が、

この成果を受けつぐとともに、それを出発点としていることはいうまでもないが、とくに学ばなければならぬのは「九 中世の福生の生活」であろう。わずか三頁ではあるが、昭和三五年の頃に編さんされた全国の市町村史のなかで、しかも中世史の分野で、こうした項目を設けたものは、そう多くはないのではないか、と思われるからである。というのは、いまでこそ「歴史は民衆によって作られる」といった考え方が一般的であるが、当時は民主化のなかにあったとはいえず、市町村史で民衆の生活が中世史の分野にとりあげられるにはまだまだではなかったか、と思われる。そのなかでこのような項目を設けたかつての町誌編集委員の方々の姿勢・意識にわたくしたちは学ばなければならぬと思う。

しかし、また今日の歴史研究の現状からみれば『福生町誌』の中世史の分野についても、個別に再検討しなければならぬ点があることも事実である。ただ、それは後進の者達がすべしであることであり、そのことで『福生町誌』の価値が下ることにはならない。そこで以下、市内の戦国期文書について若干ながら再検討し、後進の責の一端を示し、たく思う。

二点の戦国期文書

福生市域に現存する戦国期文書は、つぎの二点である。

① 北条家制札

制 札

右於福生郷ニ、濫妨狼籍(マ)「堅令停止早、若背此旨」横合非分申懸仁候者、則可申「上者也、仍如件、

酉

三月六日

布施兵庫大夫(花押)

横地監物丞(花押)

大石左馬助(花押)

代官

百姓中

参考のため読み下し文を記しておく。

制 札

右、福生郷に於いて、濫妨狼籍、堅く停止せしめ早。

若し、此旨に背き、横合非分を申し懸くる仁候はば、則、申し上ぐべきものなり、仍て件のごとし。(以下略)

② 北条氏照制札

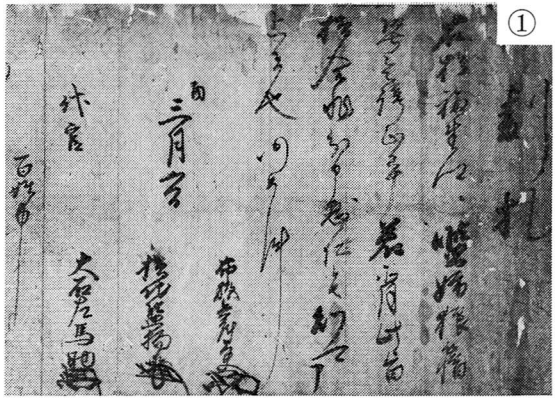
制 札

右於福生郷、当方軍勢「甲乙人等不可有乱妨」狼藉、若違背者、可討「捨者也、仍如件

酉

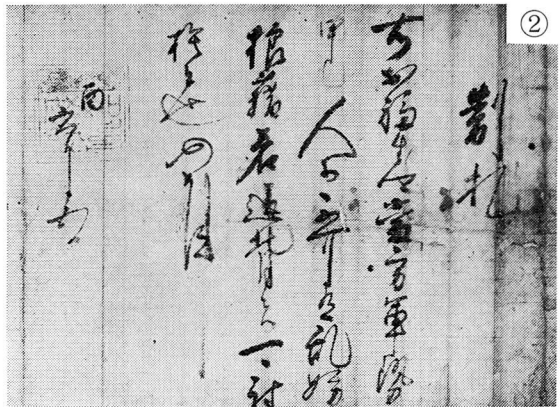
六月五日

(朱印・印文「如意成就」)



右、福生郷に於いて、当方軍勢甲乙人等、乱妨狼藉あるべからず、若し、違背せしは討ち捨てらるべきものなり、仍て件の如し。

この二点の文書は市内熊川二八六番地の石川元八家に所蔵されているもので、北条早雲にはじまる小田原北条氏の一族の滝山（のち八王子）城主北条氏照によって出された文書である。制札とは禁制、禁札などともいい、禁止事項を公示する文書で、両文書とも福生郷における軍勢などによ



している。

しかしこの点については再検討を要する。というのは、こうした制札が出される政治的背景としては一般的に、当然何らかの戦闘状況が考えられなければならないが、天正一三年の段階で当西多摩地域において戦闘が行なわれたという記録は管見のかぎりない。

この年、北条氏照は一月一日、下野国佐野に在陣し、四月二〇日には同国栃木に出陣し宇都宮・佐竹氏らと対陣、

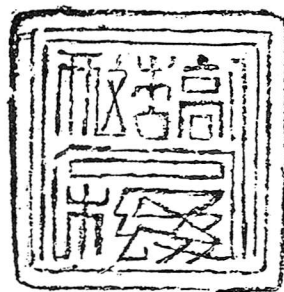
る濫妨狼藉が禁止されている内容をもつ。

ところでこの両文書はいつ出されたものであろうか。この点について『福生町誌』には「文書には『酉』としかなく、年号が欠けている。しかし署名している三名（①文書の布施・横地・大石氏をさす―筆者注）は氏照の重臣なのでほぼ相像がつく。すなわち、氏照が前の滝山城主である大石氏の後をついだ等の事情より推して、天正年間と考えられ、それも一三年の「酉」（一五八五）に出されたものであろう。」とあり、両文書が出された年を天正一三年に比定

ついで同二二日には同国小山表にて合戦、さらに同三〇日には再び佐野へ赴いている。その後、九月には上野国厩橋（前橋）城に入っている（『小田原編年録 六』所収「小田原北条氏略年表」参照 名著出版）。このように両文書が出された頃の氏照の行動は、とくに北関東への出陣で多く占められている。したがって同時期、福生郷に制札を出す理由はとくに考えられない。



「如意成就」の印判



印文未解の印判

ではこの西年は一体何年になるのであろうか。そこで両文書の様式を手がかりとして考えてみるなら、とくに②文書に捺されている氏照の朱印に注目する必要がある。氏照が使用した印判は二種類あり、いずれも朱印で、一つは「如意成就」の印判であり（縦二寸四分、横二寸三分）、一つは印文未解の印判である（方一寸四分二厘）。滝山・八王子に在城し、西・南多摩一帯を支配した権力者氏照の使用した印判の印文が「如意成

就」すなわち、「意の如く成就する」であったことは興味深く、また「如意成就」の上に刻まれているのは象の形像であるという（なお最近、後北条氏の研究者である下山治久氏は、これを象ではなく「海獣」の形像ではないかといわれている）。

この二種類の印判について、かつて日本古文書学の権威相田二郎氏は、「如意成就」の印判は永祿二（一五五九）年頃から永祿十二（一五六九）年頃迄の間に使用したものとされ、印文未解の印判は元龜四（一五七三）年から天正一七（一五八九）年の間に使用されたもの、とされた（『北条氏の印判に関する研究』『史学雑誌』第四六編八・九・一〇号 昭和一〇年。のち『戦国大名の印章・印判状の研究』（相田二郎著作集²） 名著出版 昭和五一年）。

この成果にもとづけば、②文書の「酉」は永祿二年（一五六）から永年一二年（巳）の間の西年、すなわち永祿四（一五六）年ということになる。したがって①文書も永祿四年と考えられる。では永祿四年にこうした制札が、氏照によって出される政治的背景が存在したのであろうか。

そこで想起されるのは、永祿四年、越後の長尾景虎の来攻である。景虎は前年の八月、関東出陣を決め九月には上野国へ侵入、以後南下し、永祿四年三月には相模国へ侵入し、四月末には鎌倉鶴岡八幡宮で正式に上杉氏を継ぎ、関東管領拝賀の式を行なった（『神奈川県史 通史編I』。これ

が上杉謙信である。この景虎の来攻は関東の諸將に大きな影響を与えた。そのことに関説する余裕はここでは全くないが、①②の文書との関連でいえば景虎は同年二月日付で「武州小仏谷」および「武州栲田谷」に軍勢の濫妨狼藉を禁じた制札を出している（長尾景虎制札『新編武州古文書上』）。また景虎方の將であった太田資正も、同年二月晦日付で「小仏谷」に同様の制札を出している（太田資正制札『前掲書』）。これらの制札は、現在高尾山薬王院に伝えられているところから、文書にみえる「武州小仏谷」「武州栲田谷」は薬王院の所領域であったと考えられるが、重要なのはさきにもたように高尾山薬王院にまで景虎の勢力が及んできているということである。これに対し、氏照は同年三月二日、薬王院に「栲田」のうち「三千疋」の所領を寄進するという配慮をみせるが（北条氏照判物『前掲書』）、以上の点から考えていくと、どうやら氏照が福生郷に制札を出した理由は、滝山城の近くまで長尾景虎が来攻したという政治的緊張だったとすることができる。

①・②文書のような永祿四年の氏照制札は他に見当らないが、おそらく他の地域にも広く出されたに違いない。しかし、それが現存しないのは、制札が一時的効力しか持たなかったことに起因するのであろう。なお、この制札が出される過程は明確でないが、おそらく福生郷の人々による氏照への制札発給の要請があったことは充分考えられると

ころであり、またむしろそれが普通であり、これらの制札を得たことよって福生郷の人々は氏照に対し制札銭を礼として支払ったであろう。こうして福生郷の人々は、戦乱から郷土を守ろうとしたことが推測されるのである。

むすびに

以上、福生市内に現存する二点の戦国期文書が出された政治的背景を示してみた。紙数の制限で両文書についてのこされた課題は多い。たとえば①文書の三名の署名者の分析、周辺地域の古文書との有機的関連性の問題、氏照文書全体の中での位置付けなどであるが、今後、編さんの過程で少しずつ明らかにしていければと思っている。

市史編集専門委員の横顔

くぼた 昌希
久保田 昌希



「中世」担当

昭和二四年東京都生れ。

千葉県我孫子市在住

駒沢大学・同大学院修了。

駒沢大学文学部講師、地方史研究

協議会常任委員、戦国史研究会委

員。

論文「戦国大名今川氏の徳政につ

いて」『戦国大名論集』「四分一役

考」『戦国史研究』7 その他。